

1-1-4 河川管理区分一覧表

		国土交通大臣の行う管理				都道府県知事の行う管理	
		大臣に留保された管理	地方整備局長に委任等された管理(a)	(a)のうち事務所長専決のもの	(a)のうち大臣(一部水管理・国土保全局長)の承認を要するもの	知事の行う管理(b)	(b)のうち大臣(一部水管理・国土保全局長)の認可又は承認を要するもの
一級河川	指定区間外	(政令53) イ 河川整備基本方針の策定及び変更 ロ 特定水利使用に関する許可等 (重要な事項)	(政令53、地方整備局長等河川管理事務専決規則) 大臣に留保された管理以外の管理 イ 河川区域の指定 ロ 河川整備計画の策定及び変更 ハ 河川工事の施行 ニ 河川台帳(水利台帳)の調整保管 ホ 流水占用、土地占用、土石等の採取、工作物の新築、土地の掘削等の許可等の処分 ヘ 異常渇水時における水利使用の調整に関するあっせん又は調停 ト 異常渇水時の水融通の承認 チ 河川保全区域、河川予定地における土地の掘削等の許可等	(各地方整備局処務細則) イ 河川台帳(河川現況台帳)の調整保管 ロ 治水上及び利水上影響が少ない流水占用、土地の占用、工作物の新築、土地の掘削等の許可等 ハ 河岸又は河川管理施設の保全上影響が少ない河川保全区域における土地の掘削等の許可等 ニ 調査、工事等のための立入り等 ホ 廃川敷地等の管理 ヘ 不動産登記法の嘱託登記 ト 洪水時等における緊急措置 チ 異常渇水時の水融通の承認	(河川管理事務処理規程2) イ 特定水利使用に伴う排水により河川の汚濁を生じさせるものその他河川の適正な利用を妨げるおそれがあるものの許可等 ロ 発電、水道、鉱工業用水道又はかんがいのためにする水利使用以外の水利使用(雑用水)で取水量が1日につき2,500立方メートル以上の水利使用の許可等 ハ ダム、水門、閘門、橋その他の工作物の新築等で治水上又は利水上影響が著しいと認められるものに係る法26①の許可等 ニ 河川区域内の土地の現状に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる土地の掘削等の許可 (河川局長通達) ホ 兼用工作物の工事等の協定の締結 ヘ 廃川敷地の公示(面積3万平方メートル以上の廃川敷地等を処分するとき)		

		国土交通大臣の行う管理			都道府県知事の行う管理		
		大臣に留保された管理	地方整備局長に委任等された管理(a)	(a)のうち事務所長専決のもの	(a)のうち大臣(一部水管理・国土保全局長)の承認を要するもの	知事の行う管理(b)	(b)のうち大臣(一部水管理・国土保全局長)の認可又は承認を要するもの
一級河川	指定区間内	<p>(政令2)</p> <p>イ 河川整備基本方針の策定及び変更</p> <p>ロ 特定水利使用に関する許可等 (重要な事項)</p>	<p>(政令2、53、地方整備局長等河川管理事務専決規則)</p> <p>イ 河川台帳(水利台帳)の調整保管</p> <p>ロ 特定水利使用に関する許可(重要な事項以外)</p> <p>ハ 緊急時における利水ダムの洪水調節のための指示</p> <p>ニ 異常渇水時における水利使用の調整に関するあっせん又は調停</p> <p>ホ 特別な場合の改良工事</p>	<p>(各地方整備局処務細則)</p> <p>イ 河川台帳(河川現況台帳)の調整保管</p>		<p>(政令2)</p> <p>大臣の行う管理以外の管理</p> <p>イ 河川整備計画の策定及び変更</p> <p>ロ 河川工事の施行</p> <p>ハ 河川区域、河川保全区域、河川予定地、河川立体区域、河川保全立体区域及び河川予定立体区域の指定</p> <p>ニ 流水占用、土地占用、工作物の新築、土石等の採取、土地の掘削等の許可等</p> <p>ホ 河川保全区域、河川予定地の掘削等の許可等 (ただし、市町村長は、あらかじめ知事と協議して、一定の河川工事又は河川の維持を行うことができ、その場合には市町村長が知事に代わって一定の権限を行う。 (法16の3①③、政令10の5・10の6、規則7の3・7の4・7の5))</p>	<p>(法79①、政令45)</p> <p>イ 河川整備計画の策定及び変更</p> <p>ロ 一定の施設に係る改良工事の施行</p> <p>ハ 一定の河川工事につき、法16の3①の規定による市町村長との協議に応じようとする場合</p> <p>ニ 中規模水利使用の許可等</p> <p>ホ ダム、水門、閘門、橋、その他の工作物で治水上又は利水上影響が著しいと認められるものに係る法26①の許可等</p> <p>ヘ 河川の現状に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる土地の掘削等の許可 (河川管理事務処理規程1)</p> <p>ト 港湾区域、漁港区域を河川区域に重複指定する場合の協議に同意しようとするとき</p> <p>チ 治水上又は利水上影響が著しい河川管理施設の操作規則の作成</p> <p>リ 2500㎡/日以上雑用水の許可等</p>

		国土交通大臣の行う管理			都道府県知事の行う管理	
		大臣に留保された管理	地方整備局長に委任等された管理(a)	(a)のうち事務所長専決のもの	(a)のうち大臣(一部水管理・国土保全局長)の承認を要するもの	知事の行う管理(b)
一級河川	指定区間内					(河川局長通達) ヌ 兼用工作物の工事等の協定の締結 ル 廃川敷地の公示 (面積3万平方メートル以上の廃川敷地等を処分するとき)
二級河川					すべての管理 (ただし、市町村長は、あらかじめ知事と協議して、一定の河川工事又は河川の維持を行うことができ、その場合には市町村長が知事に代わって一定の権限を行う。 (法16の3①③、政令10の5・10の6、規則7の3・7の4・7の5))	(法79②、政令46・46の2・47) イ 河川整備基本方針又は河川整備計画の作成又は変更 ロ 一定の施設に係る改良工事の施行 ハ 一定の河川工事につき、法16の3①の規定による市町村長との協議に応じようとする場合 ニ 特定水利使用の許可等の処分

	大臣に留保された管理	国土交通大臣の行う管理			都道府県知事の行う管理	
		地方整備局長に委任等された管理(a)	(a)のうち事務所長専決のもの	(a)のうち大臣（一部水管理・国土保全局長）の承認を要するもの	知事の行う管理(b)	(b)のうち大臣（一部水管理・国土保全局長）の認可又は承認を要するもの
二級河川					(河川管理事務処理規程1) ホ 港湾区域、漁港区域を河川区域に重複指定する場合の協議に同意しようとするとき ヘ 治水上、又は利水上影響が著しい河川管理施設の操作規則の作成 ト 2500m <sup>3</sup> /日以上雑用水の許可等 チ 二級河川に設置される防災ダムに係る法26①の許可等 (河川局長通達) リ 兼用工作物の工事等の協定の締結 ヌ 廃川敷地の公示 (面積3万平方メートル以上の廃川敷地等を処分するとき。ただし、都市河川に係るものについては、1万5千平方メートル以上のもの) ル 面積10万平方メートル超の廃川敷地等を都道府県に譲与するとき	

国土交通大臣の行う管理			
市町村長の行う管理(c)		(c)のうち知事の許可又は承認を要するもの	(c)のうち大臣（一部水管理・国土保全局長）の承認を要するもの
準 用 河 川	(法100①、政令56) すべての管理 ただし、次に掲げるものを除く。 イ 一級河川に関する規程 ロ 港湾又は漁港の区域に重複して河川区域を指定する場合の協議 ハ 河川管理施設の操作規則を作成する場合の関係市町村長の意見聴取 ニ 河川整備基本方針及び河川整備計画の策定及び変更 ホ 特定水利使用に関する処分についての関係行政機関の長との協議 ヘ 特定水利使用に関する処分についての関係市町村長の意見の聴取 ト 河川の改良工事に関する費用の国の負担 チ 特別水利使用者負担金に関する規程 リ 兼用工作物に関する処分についての主務大臣への不服申立て ヌ 河川の管理に属する事項の関係地方公共団体への委託	(法79②、政令47) イ 特定水利使用の許可等 (河川局長通達) ロ 廃川敷地等の公示	(河川局長通達) イ 面積10万平方メートル超の廃川敷地等を市町村に譲与するとき